

感染拡大防止実践店の紹介

感染拡大防止実践店とは

業種別ガイドラインの遵守が確認できた店舗を「感染拡大防止実践店」として認証し、専用サイト内で店舗名や取り組みを紹介します。
また、認証店舗に対し、「感染拡大防止実践店」であることを表示するためのステッカーを配布します。

申請のながれ

- 1 業種別ガイドラインチェックシートで遵守状況(※)を自己チェック
- 2 申請・予約WEBサイトまたはコールセンターから事前申し込み
- 3 書類審査・アドバイザー派遣日調整
- 4 アドバイザー現地確認(業種別ガイドラインの遵守状況(※)等確認)
- 5 感染拡大防止実践店として、専用ホームページで紹介・ステッカーを配布

○実践店の従業員はCOCOA(新型コロナウイルス接触確認アプリ)の利用登録を行ってください。
接触通知があった方に対してはPCR検査を実施します。

○小規模改修等補助金の申請をしない場合でも、決定要件を満たす場合は、実践店として認証します。

(※)業種別ガイドラインチェックシートの重点項目を100%かつ全項目の60%を超えて遵守していることが認証の要件です。



このステッカーが目印です!

感染拡大防止実践店紹介サイトはこちら!



個別相談対応 ※完全予約制

実施期間

令和3年4月1日(木)～令和3年8月20日(金)

対応方法

店舗の個別訪問による相談対応(平日12:00～20:00)

感染拡大防止実践店申請・アドバイザー予約専用サイトから相談の予約ができます。
⇒相談に応じて、衛生関係アドバイザーが店舗を訪問し、施設改修等に向けた具体的な助言をします。

熊本市飲食店等支援コールセンター

電話 096-328-2445 (受付時間 平日9:00～17:00)



詳細については熊本市ホームページをご確認ください。

【熊本市ホームページ】 熊本市 飲食店 支援 検索

【感染拡大防止実践店申請・アドバイザー予約専用サイト】 <https://va.apollon.nta.co.jp/kuma-eat2021>

コロナには負けんばい!

飲食店等の感染拡大防止対策を支援します!

熊本市は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策を実施する飲食店等に対し、備品購入等の感染拡大防止対策にかかる経費を補助し、安心安全の確保による集客を後押しします。

備品・設備を整えたい



サーキュレーター



換気扇



キャッシュレス決済



非接触型検温器



空気清浄機



飛沫防止シート

ご相談ください!

飲食店等における感染拡大防止対策を支援します!

小規模改修・備品購入費

費用の5割相当額(上限あり)を補助します。

▶ 詳細は中面をご確認ください。

補助金の対象者

次の要件を全て満たす方が対象です（テイクアウト・デリバリー専門店、移動販売を除く）。

- ① 食品衛生法第52条に規定する営業許可証（飲食店営業または喫茶店営業）を有し、熊本市内に所在する飲食店または飲食を伴うカラオケボックスを営む中小企業者等（店舗を営む方の同意を得た場合は、賃貸物件の所有者も含む）であること
- ② 業種別ガイドラインを遵守していること
- ③ 市税の滞納がないこと
- ④ 熊本市暴力団排除条例第2条第1号から第3号までの規定に該当しないものであること

※令和2年度に実施した同制度により補助を受けた店舗は対象外です。

小規模改修等補助金

- ① 受付期間 令和3年4月1日(木)～令和3年8月20日(金) ※8月20日消印有効
※受付期間を過ぎた申請は受付できませんので、ご注意ください。
- ② 申込方法 郵送のみ
※特定記録郵便・簡易書留・レターパックなど、発送の記録が残る方法をご利用ください。
＜送付先＞〒860-8601（市役所専用郵便番号）熊本市飲食店等支援 受付担当 宛
※この郵便番号を記載すれば住所の記載を省略しても届きます。
※感染症拡大を回避するため、窓口受付は行いません。
- ③ 補助金額 **対象経費（税抜額）の1/2**
- ④ 補助限度額 **15万円**
※補助対象経費の施工期間内に、改修に伴い休業した場合は1日当たり1万円の協力金を支給します。（補助限度額範囲内。休業協力金の上限は、1店舗につき3万円とし、当該店舗内で工事、改修を行わない日及び定休日を除く）
- ⑤ 補助対象経費 **令和3年1月1日から令和3年8月20日までの期間に納品または施工し、支払いを完了したもの。（ただし、営業許可証の有効期間外の経費は対象外）**
- ⑥ 補助対象内容 衛生環境の整備、換気の向上又は密集・接触の回避に資するものであって、設備、機械装置、備品、工事等に係る経費が対象です。
※他の機関または制度において補助を受けた経費や、租税公課、消耗品などは対象外となります。対象の可否については、対象経費・対象外経費一覧をご参照ください。（記載の内容は一例です。）
※密集・密接の回避に資する空間拡張・個室化工事等については、対象可否の判断のため、**申請前に工事前相談シート等を提出していただく必要があります。**
詳しくは、右ページ「申請の流れB」をご覧ください。

【対象経費一覧】

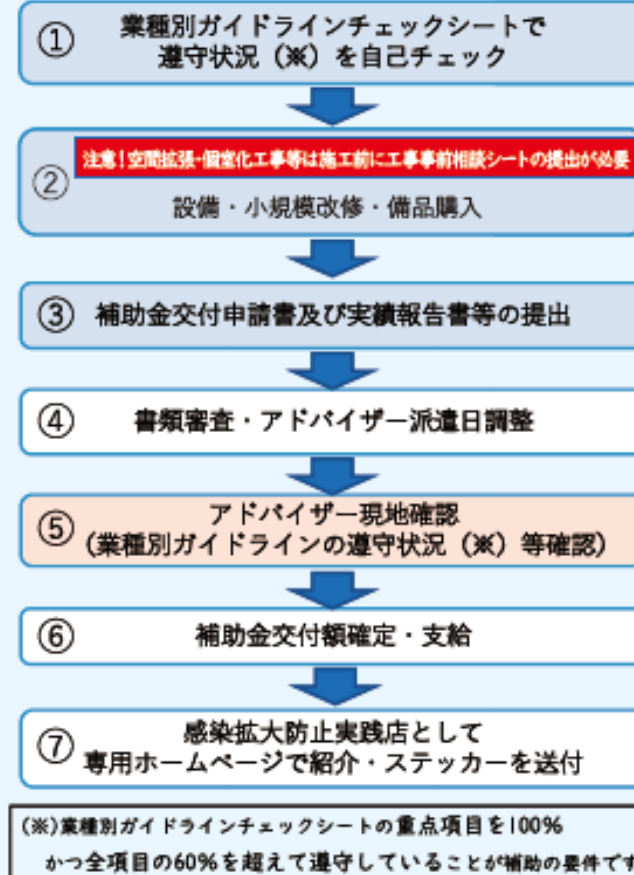
★マークのものについては、施工前に工事前相談シート等の提出が必要です。（右ページ申請の流れBを参照）

衛生環境の整備	換気の向上	密集・接触の回避
1 非接触型自動水栓（センサー式自動蛇口）	1 窓設置工事	1 室内空間の拡張やテラスの増築等 ★
2 ペーパータオルホルダー	2 網戸設置	2 客席の個室化 ★
3 蓋付き洋式便器・自動トイレ	3 換気扇	3 予約受付用機器
4 非接触型検温器	4 エアコン（ウイルス除菌効果があるもの）	4 整理券発券機
5 サーモグラフィ	5 エアコン（換気機能があるもの）	5 非対人型注文システム機器
6 サーマルカメラ	6 エアコンフィルタ（除菌・抗菌機能があるものに限定）	6 キャッシュレス関連機器
7 ビニールカーテン・飛沫防止シート	7 空気清浄機	7 自動精算機（セルフレジ）
8 紫外線消毒器	8 扇風機	8 コイントレー
9 自動手指消毒器	9 サーキュレーター	9 感染防止対策に係る誘導サイン（順番待ち位置印ステッカー）
10 次亜塩素酸関連機器	10 CO2測定機器	10 アクリルパーテーション
11 小型オゾン除菌器		11 つい立、仕切りなど
12 加湿器		12 補助対象設備の修繕

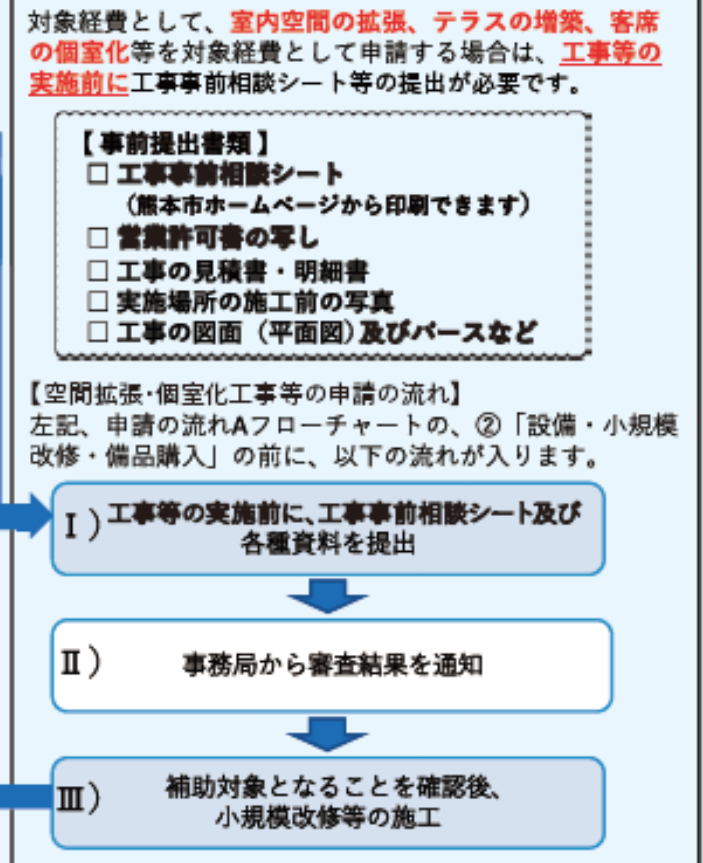
【対象外経費一覧】

1 除菌・清掃に係る委託費用	×	8 食器洗浄機	×
2 消耗品全般（消毒液、除菌シートなど）	×	9 エアコン（ウイルス除菌、換気機能がないもの）	×
3 マスク、手袋	×	10 テラス等の増築拡張を伴わない屋外テント、パラソルの設置	×
4 フェイスシールド	×	11 既存設備の点検、清掃、消臭に係る費用	×
5 食器	×	12 既存設備の撤去・廃棄に係る費用	×
6 予防広告	×	13 サービス、ソフトウェア等の加盟・登録料及び使用料	×
7 パンフレット等広告物制作に係るデザイン委託費、印刷製本費	×	14 ホームページ等Webサイトの制作費用	×

申請のながれ A



申請の流れ B ※ご注意ください！



提出書類

- 【店舗経営者用】
- 交付申請書及び実績報告書（様式第1号-1）
 - 誓約書及び同意書（様式第2号-1）
 - 業種別ガイドラインチェックシート
 - 食品衛生法第52条に規定する営業許可証の写し（飲食店営業又は喫茶店営業）
 - 購入物品・工事等の内容、支払日が確認できる領収書の写し等
 - 実施内容が確認できる書類（写真、カタログ等）
 - 請求書（様式第4号）
 - 口座情報の確認ができる書類（通帳の写し）
- （申請者と振り込み先口座名義人が違う場合）
- 委任状
- （工事に伴う休業に対する支援金の交付を希望する場合）
- 工事期間が分かるもの（工程表など）
 - 休業状況が確認できるもの（休業告知の店頭ポスターやホームページの写しなど）

- 【賃貸物件の所有者用】
- 交付申請書及び実績報告書（様式第1号-2）
 - 誓約書及び同意書（様式第2号-2）
 - 補助金の申請に係る同意書（様式第3号）
 - 業種別ガイドラインチェックシート
 - 食品衛生法第52条に規定する営業許可証の写し（飲食店営業又は喫茶店営業）
 - 申請店舗の経営者との賃貸借契約書の写し等
 - 購入物品・工事等の内容、支払日が確認できる領収書の写し等
 - 実施内容が確認できる書類（写真、カタログ等）
 - 請求書（様式第4号）
 - 口座情報の確認ができる書類（通帳の写し）
- （申請者と振り込み先口座名義人が違う場合）
- 委任状